

**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

**協力事業者が追加されました  
シェアサイクル社会実験**

区では元年12月1日から「墨田区シェアサイクル社会実験事業」を行っており、区管理用地(特定自転車駐車場内等)の一部をシェアサイクルのポート(自転車置場)として事業者へ提供し、区内におけるシェアサイクルの活用状況等を検証しています。

この度、新たな協力事業者として、株式会社ドコモ・バイクシェアと協定を締結しました。同社が提供するサイクルポートであれば、区の内外を問わず自転車の利用・返却が可能です。通勤通学や買物などに、ぜひ、ご利用ください。

**[実施期間]**6年3月31日まで**[ドコモ・バイクシェアサイクルポートを設置する特定自転車駐車場]** ▶錦糸町駅牡丹橋(江東橋3-1) ▶両国駅西口臨時(横綱1-2) ▶鐘ヶ淵南(墨田3-31) \*鐘ヶ淵南は9月中旬~**[利用方法]**App StoreまたはGoogle Playから専用アプリ「ドコモ・バイクシェア バイクシェアサービス」をダウンロード \*1回会員プラン(登録無料)または月額会員プラン(月額2200円)を選択 \*利用方法等の詳細は、株式会社ドコモ・バイクシェアのホームページを参照**[問合せ]**土木管理課交通安全担当☎5608-6203

**移行します  
手話通訳者登録試験(手話通訳者全国統一試験)**

令和4年度から、墨田区手話通訳者登録試験は手話通訳者全国統一試験に移行します。

**[試験日]**12月3日(土)午前10時~午後5時(予定)**[会場]**申込者に別途通知**[内容]**▶筆記試験(手話通訳に必要な基礎知識・国語)▶実技試験(場面通訳)**[対象]**次の全ての要件を満たす方▶区内在住在勤在学中で、墨田区手話養成講座を修了、または同等の技術と知識を有している▶試験合格後に墨田区登録手話通訳者として活動できる▶登録時、20歳以上である▶墨田区以外の地域登録通訳者として活動していない**[費用]**6000円**[申込期限]**9月30日 \*手話通訳士または他区市町村等で試験に合格した方が墨田区登録手話通訳者として活動を希望する場合は、事前に問合せが必要 \*申込方法等の詳細は問合せ先へ**[問合せ]**障害者福祉課障害者給付係☎5608-6163

**最新号を発行しました  
墨田区男女共同参画情報誌「すずかけ」**

今号の特集は、「すみだで暮らす外国の人々と日本語」です。無料で配布していますので、ぜひ、ご覧ください。また、あなたらしく輝くために、日常の中で発見した気付きを、漢字一文字で表す「今日の一文字」を募集しています。詳細は「すずかけ」をご覧ください。

**[配布場所]**すみだ女性センター、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館ほか \*区ホームページからも出力可**[問合せ]**すみだ女性センター☎5608-1771



巻頭インタビューはJOYさん

**保証人が見つからずお困りの方へ  
高齢者等家賃等債務保証制度**

保証人がいない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。

**[内容]**月額家賃等の30%の保証料を支払うことにより、民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務を保証する制度において、支払った初回の保証料の1/2の額を区が助成(限度額2万円) \*更新は対象外**[対象]**▶65歳以上のひとり暮らし世帯▶65歳以上の方を含み、全ての世帯員が60歳以上の方で構成される世帯▶身体障害者手帳1級~4級または愛の手帳1度~3度の方を含む世帯▶18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯**[要件]**次の全ての要件を満たす方▶区内に1年以上居住している▶区内の民間賃貸住宅へ転居を予定している▶緊急連絡先(親族、知人等)がある▶保証人がいない▶区が指定する保証会社の契約条件を満たしている**[申込み]**随時、直接、住宅課居住支援担当(区役所9階)☎5608-6214へ \*詳細は区ホームページを参照

**区の世帯と人口(8月1日現在)**

世帯	16万0637 (+397)
人口	27万8594 (+410)
男	13万7397 (+170) *住民基本台帳による
女	14万1197 (+240) *( )内は前月比

**お気軽にご相談・ご利用ください  
墨田区訪問リハビリサポート事業**

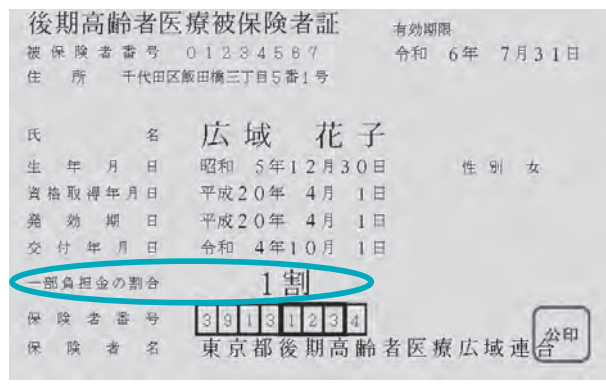
**[対象]**心身機能の低下により在宅での生活・運動指導を希望する方 \*介護保険や医療保険でのリハビリ利用者を除く**[支援の流れ・内容]**▶東京都リハビリテーション病院(堤通2-14-1)に事前に連絡し、専門医の診察を受ける▶区内の在宅リハビリサポートコーディネーターに自宅でリハビリプログラムを作成してもらう▶在宅リハビリサポートコーディネーターに生活動作の評価や改善のための指導を自宅で6か月間で4回受ける▶開始から6か月後に東京都リハビリテーション病院専門医の診察を受ける**[利用期間]**原則6か月間 \*医師の判断により延長可**[費用]**無料**[申込み]**随時、電話で東京都リハビリテーション病院☎3616-8399へ \*受け付けは月曜日~金曜日の午前8時半~午後5時15分(祝日・年末年始を除く) \*中・重度者向けの在宅リハビリサポート事業もあり(詳細は問合せ先へ)**[問合せ]**保健計画課健康推進担当☎5608-1305

**「私の好きなすみだ」写真募集!**  
1・5月以外の毎月1日号8面に掲載!  
応募方法は問い合わせるか、区ホームページへ!  
**[問合せ]**広報広聴担当☎5608-6223

**新しい保険証をお送りします  
後期高齢者医療被保険者証の更新**

10月1日から使用する保険証(水色)を9月8日(予定)に簡易書留で発送します。一部負担金の割合は、令和4年度住民税課税所得や、令和3年中の収入・所得に基づき、世帯単位で判定します。なお、制度の見直しにより、割合は現行の「1割」と「3割」に、新たに「2割」が追加されます。詳細は下表をご覧ください。

**[問合せ]**▶制度見直しの背景について=後期高齢者窓口負担割合コールセンター☎0120-002-719 \*受け付けは月曜日~土曜日の午前9時~午後6時(祝日を除く)▶制度について=東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570-086-519 \*受け付けは月曜日~金曜日の午前9時~午後5時(祝日を除く)▶保険証の発送、個々の割合判定の詳細について=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当☎5608-6192 \*詳細は区ホームページを参照



新しい保険証のイメージ

判定基準	一部負担金の割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の全てに該当する場合▶同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる▶同じ世帯の被保険者全員の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上(被保険者が1人の場合は合計額200万円以上)である	2割
次のいずれかに該当する場合▶住民税非課税世帯である▶同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が28万円以上145万円未満である▶同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいるが、同じ世帯全員の被保険者の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満(被保険者が1人の場合は合計額200万円未満)である	1割

\*次のいずれかに該当する場合は、3割負担の対象▶昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下(申請不要)▶令和3年中の収入額が、世帯の被保険者が1人の場合に383万円未満(383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70歳~74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)または、世帯の被保険者が複数人の場合に被保険者全員の収入合計額が520万円未満で、基準収入額適用が認定された方

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス